

## 新たな過疎対策法の制定を求める意見書

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止など大きな役割を果たしています。しかしながら、近年急速に進む人口減少、少子・高齢化等により、集落が消滅の危機に瀕し、国土保全の観点からも極めて深刻な状況に直面しています。

過疎対策については、これまで、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、一定の成果を上げてきました。過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、総合的かつ積極的な支援を充実・強化することが必要となります。

以上のことから、令和3年3月末をもって失効する「過疎地域自立促進特別措置法」に続く新たな過疎対策法を制定し、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

### 記

- 1 新たな過疎対策法の制定にあたっては、特に、現行法第33条第2項の規定により過疎地域の指定を受けている区域についても引き続き適用すること。
- 2 過疎対策事業債については必要額を確保し、地域の実情に合わせた要件緩和や弾力的運用を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和元年7月1日

伊 那 市 議 会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

農林水産大臣

国土交通大臣